

同十二年

▲奉勅從六月四日始譯烏茶

所進四十華嚴經天官寺沙門廣

ユール氏注マルコ・ボーロ

濟譯語

## 紀行補正二則

同十四年  
同十九年

▲二月廿四日華嚴經四十卷譯畢進上

共牟尼室利三藏譯守護國界

主陀羅尼經十卷沙門智真譯語

藤田 豊八

(『宋高僧傳』卷三)

元和元年

授所譯經四部六十一卷及梵夾

Marco Polo 紀行の Suju の蘇州にして、その Kin-

三口于日本僧空海(『大師請來

sayの杭州なるばく固より疑ふべき餘地あるなし。た

錄)

Kinsay が何の對音なるやに至りては、Suju の蘇

同五年

七月三日奉勅始譯大乘本生心

州に於けるが如く、しかく明ならず。予は之を以て

地觀經日本國沙門靈仙譯語(石

京師(南宋)の對音なりとせる Yule 等諸氏の所説に

山寺古經跋)

異議なき能はざる者なり。

同六年

三月八日心地觀經十卷譯成進上

Polo は Suju に地の義あり、Kinsay に天の義あり

賜御製序(同上經跋、及び『舊

唐書』御製序)

(大正二年九月廿一日稿了)

關する曖昧なる叙述あるも、こは支那の諺語に天有

天堂、地有蘇杭といへるを誤解せるに本づけるものなること、ユール氏の指摘せし所の如し。(Yule, Ma-roo Polo, II, 167-168) わればこゝは偶々以て Kinsay の杭州たるの旁證とするに足らるも、しかもそれが何の對音なるやを考定するには、毫末の價值なきものなること、殆ど言を須ぬず。

ユール氏はいふ、Kinsay が支那語京師 Kingse を表して適切遺憾なし、こは一千一百二十七年以後宋朝の都城たりしよりして、當時の臨安、今の杭州を呼ぶに用ひられきと。杭州は實際南宋の都城たり。しかも是れ實際のみ、何となれば、此地は實際南宋の都城たりしも、當時特に京師の名を避けたればなり。ユール氏が當時杭州を京師と稱したりといふは臆斷のみ。宋室南渡して紹興八年都を杭に定めしや、君臣中原の恢復を忘れかんが爲め、特に之を行在と稱し、京師とは呼ばれか。こは宋史及び當時諸臣の奏議を讀みたらんもの、明知すると

心。われば宋史本紀の如き、皆な行在と書して京師と云はず。而して行在の名が當時一般に用ひられ、至元年間に及びしは、元史本紀卷九世祖至元十四年の條に、

○○○○○  
命中書省、檄諭中外、江南既平、宋宜曰亡宋、  
行在宜曰杭州

とあるにても知らる。されば南宋及び元初に於て、杭州はユール氏等のいへるが如く、曾て京師と稱せられずして、實は行在と呼ばれしなり。而して至元十四年に杭州と曰ふぐしひの檄諭ありしも、殆ど百五十年間慣用せられたる行在なる稱呼が、一朝にして消滅すべしとは思はれず。予はかかる理由よりしテ、Polo の Kinsay が京師の對音にあらずして行在 Khangzai のふたなるべしと信ずるものなり。

Polo の Kinsay、Rashiduddin がナム Khingsai としお、Odoric がナル Causay ともひ、Marignoli は

らくへ。Kiu, Khin, Cau, Kamp, Khan 並行の對音  
となし得べから共に京のそれともなし得むるにあら  
ず。しかも say, Sai, Sá は丸を歸の對音と視んより  
は、在のそれとせん方、稍々 穏當なるを覺ゆ。固よ  
りかかるヲチツクの論議は抑々 末なり。宋元の  
史實は断じて Kinsay, Khingsai, Cansay, Kampsay,  
Khansá など以て京師の對音とするを容れざるなり。

### I. Maabar に於ける Chi-

#### nese Pagoda

ユーレ氏は Negapatam の東北約一英里の處に存  
在せし著明の塔、俗に Chinese Pagoda と翻せらるゝ  
(若へば釋迦塔) ものの存在を以て、支那商船の  
來往せしは、Tanjore 諸港なる所との旁證となし  
ぬ。此塔はセメントを用ひたる磚造にして、ムンキ  
ウ式の建築とは根本的に相異なるも、刻文彫像な  
れを以て、その如何にして成りしやは、全く確證す

るに由なし。たゞ Negapatam は佛徒崇拜の靈地とし  
て有名なれば、これ亦た彼徒の手に成りしものゝ遺  
ならんか。一千八百四十六年に於て、此塔は三階よ  
り成り、各階は磚造有段の Cornices に依りて區割せ  
られ、内部は頂上に至るまで開通し、地を去る約二  
十英尺の處に牀板の痕跡あり。その後一千八百五  
十九年に至り、痛く壞敗して修繕する能はざる狀態  
となり、ユーレ氏がボーロを注せしむるに、既に  
存在せぬ。 (Yule Marco Polo, II, 320)

以上は所謂 Chinese Pagoda に就いてユーレ氏の  
引用せる Sir W. Elliot 所説の大略なるが、たゞ Polo  
を始め、元時此塔について傳へゆつたるゝ、僅に  
一千六百七十二年に至りて Baldeus 氏始めてその名  
を記するあるのみ。その何年に成りしやの如き、從  
來何人、知り難い。幸に元汪大淵著せると  
ころの島夷誌略あり。その土塔の條に云ふ、  
居八舟之平原、木石圍遠、有土磚甃塔、高數丈

漢字書云、咸淳三年八月畢工、傳聞中國之人、  
其年故彼、爲書於石以刻之、至今不磨滅焉。

と。舟は固より丹の譯なること、此の書他にも例あ

り。八丹は Patam の音譯にしてアラビア人の所謂

Fattan、ハハには Negapatam を謂ふ。故一本彷に作るも、販の譯なるべし。蓋し故は形似により彷は音近により譯せしなり。今此文に依れば、此塔の支那

人の贊造せしにあらざること、畧ば明にして、Val-entyn が之を支那人に歸せしは誤れり。しかも此塔に漢文の碑あり、從つて俗に支那塔と稱するに至り

しなるべく、此碑は後世に傳はらざるも、元末は汪大淵は之を目睹せしに似たり。時に重要なは、漢字碑に咸淳三年八月畢工と書せりといへる、咸淳三年は西暦一千二百六十七年ににて、恰も元世祖至元四年に當る。然らば此塔は實に宋末元初に成りしなり。又た傳聞中國之人、其年販彼、爲書於石以刻之といへる、當時此等諸港に支那商船の來往せし旁證

たるべし。予は此文によりて畧ば所謂支那塔の秘密を發さ得たるを喜ぶ。

### 附 泉州に於けるアラビア人

廣府即ち今の廣東に於て、唐時已に多數のアラビア人あり、且つ偉大なる勢力を有せしは、唐書に依りても畧ば之を證明するに難からずと雖も、泉州即ち Zayton に於て、果して然りしや否やは明ならず。

爾後宋元に至りても、此港が中西通商の最大要口たりしは、東西の記錄に徵して明白なるにも拘らず、多數のアラビア人あり、且つ偉大なる勢力を有せしや否やに至りて、尙ほ的確の證左なかりしなり。しかも通商の盛なりしよりして、その然りしなるべき想像せしのみ。たゞこゝに注意すべき人物あり。

蒲壽庚是なり。

蒲壽庚は、宋末元初の人、宋に事へて後ち元に降る。宋史元史並に專傳なし。たゞその事跡は元史紀

傳に散見す。世祖至元十四年三月條にいふ。

福建漳泉二郡蒲壽庚、印德傳、李廷、李公度、皆以其城降（卷九）

と。又た同十五年三月條にいふ。

詔蒙古帶、唆都、蒲壽庚、行中書省事于福州（卷十）

と。又た同年八月條にいふ。

詔行中書省陵都蒲壽庚等曰、諸蕃國列居東南島

嶼者、皆有慕義之心、可因蕃船諸人、宣布朕意

誠能來朝、朕將龍禮之、其往來互市、各從所

欲（同上）

と。又た同十六年五月の條に

蒲壽庚諸下詔招海外諸蕃、不允、（同上）

と。されば蒲壽庚は元に降りし後に於て、福建市舶

の事を司どりしに似たり。而して彼は實にその以前

に於ても亦た然りしなり。元史董文炳傳（卷四十三）

に依れば、文炳世祖に見えて奏して曰く、

昔者泉州蒲壽庚以城降、壽庚素主市舶、謂宜重

其事權、使爲我扞海寇、誘諸蠻臣服、解所佩金

虎符、佩壽庚矣、惟陛下恕其專擅之罪、

と。見るべし、壽庚宋時泉州に在りて市舶を主りし

と。而して壽庚の漢人にあらず、及び其の宋時に於ける官歷の大略は、明曹學詮輿地志勝泉州志勝附郭晉江縣條に引くところの詩話總龜に見ゆ。云々、

法石山在晉江城東五里、宋初陳洪淮築壇山上、

以效嵩呼、又名萬歲山、有乾德四年賜額勅文、

宋末西域人蒲壽庚與弟壽庚、以互市至、咸淳末

擊海○有功、壽庚歷官至招撫使、壽庚授知吉州

不赴、勸壽歲據泉以降元、策殷定佯着黃冠野服

入法石山中、自稱處士、僞示不臣之意、忽有二

書生、因其畫寢、各投一詩、不著姓名而去、詩略

と。こゝに知る、蒲壽庚はもと西域人にして、宋末互市を以て泉州に至りしものなるを。咸淳末海寇を擊ちて功ありといへば、その率ゐるところの少なからざらしを知るべし。而して元史董文炳傳にいへる

ところと綜合して考へれば、壽庚官招撫使に至り、市舶を司どりしに似、財力と兵力とを併せ有せしが如く、故に能く泉州を擧げて元に降るを得たるなるべし。されば壽庚の率ゐるところに所謂西域人の少なからざるべしとはんも、無據の想像とのみは謂ふべからず。

然らば壽庚は何國の人ぞ。諸蕃志三佛齊國條にいふ、國人多姓蒲と。宋史文献通考皆なしかゞべ。〔三〕

佛齊 Seribza は唐時の室利佛誓 Cri-Bhōja にして Sun-matra の東部に在りき、當時此地は東西交通の要衝に當り、嶺外代答に

## 法顯の行路（中）

三佛齊國在南海之中、諸蕃水道之要衝也、東自闍婆諸國、西自大食故臨諸國、無不由其境而入中國者

といへる是なり。而して大食即ちアラビア人の當時

此地に數多なりしは殆ど疑ふの餘地なく、ヒルト氏等か蒲Buを以て頗る多くアラビア人名に冠するAbu

第四于闐より陀歷に至る

法顯は于闐を出て、子合國に至れり、『佛國記』に

之を叙して、

（父の義）の省譯となし、且つ多姓蒲の一句を以て確証アラブの居留を表するものなりとづくるは(Hirata and Rockhill Chao Ju-kwan, 64) 至當の見解とほむべ可らず。こゝに知る蒲壽庚の蒲は Abu の省譯にして、そのアラビア人なること略ぼ疑ながむのゝ如く、況んや詩話總龜に西域人なりとづくるをや（以上ヨーロッパのボーロ註に關係なしも序なれば附す）

（完）